

令和3年第1回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

令和3年3月12日（金曜日）午後 1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 4 陳情第 2号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書
- 日程第 5 議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 6 議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について
- 日程第12 議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第16 議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第18 発委第 1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書
- 日程第19 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第20 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書
- 日程第 5 議案第 18 号 令和 2 年度片品村一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 6 議案第 19 号 令和 2 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 20 号 令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 21 号 令和 2 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 9 議案第 22 号 令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 23 号 令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 24 号 令和 3 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 12 議案第 25 号 令和 3 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 26 号 令和 3 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 27 号 令和 3 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 28 号 令和 3 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 29 号 令和 3 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 30 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 18 発委第 1 号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書
- 日程第 19 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 20 字句等の整理委任について

会議録1号用紙

| | | | |
|-----------|------|-------|------|
| 片品村議会会議録 | | | 第2日 |
| 令和3年3月12日 | | | |
| 出席議員12名 | | 欠席議員名 | 欠員名 |
| 第1番 | 萩原和典 | | (出席) |
| 第2番 | 狩野孝夫 | | (出席) |
| 第3番 | 鹿野一郎 | | (出席) |
| 第4番 | 星野栄二 | | (出席) |
| 第5番 | 北澤佳子 | | (出席) |
| 第6番 | 星野吉弥 | | (出席) |
| 第7番 | 千明勉 | | (出席) |
| 第8番 | 後藤眞平 | | (出席) |
| 第9番 | 萩原正信 | | (出席) |
| 第10番 | 高山悦夫 | | (出席) |
| 第11番 | 千明道太 | | (出席) |
| 第12番 | 飯塚美明 | | (出席) |

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | |
|--------|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 村 | 長 | 梅 | 澤 | 志 | 洋 | | | | |
| 副 | 村 | 長 | 金 | 子 | 賢 | 司 | | | |
| 教 | 育 | 長 | 萩 | 原 | 明 | 富 | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 桑 | 原 | 信 | 一 | | |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 武 | 藤 | 秀 | 文 | | |
| 保 | 健 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 川 | 田 | 貴 | 広 |
| 農 | 林 | 建 | 設 | 課 | 長 | 倉 | 田 | 秀 | 和 |
| むらづくり | 観 | 光 | 課 | 長 | 狩 | 野 | 久 | 良 | |
| 教育委員会 | 事務 | 局 | 長 | 梅 | 澤 | 康 | 明 | | |
| 給食センター | 所 | 長 | 須 | 藤 | 育 | 美 | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 原 | 澤 | 博 | 美 | |

事務局職員出席者

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 戸 | 丸 | 権 | 次 |
| 係 | 長 | 小 | 林 | 由 | 里 | | |

議長（星野栄二君） 皆さんこんにちは。
本日の会議を開きます。

午後 1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 千明勉君及び8番
後藤眞平君を指名します。

日程第2 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第2、諸般の報告を行います。
議員派遣の件を報告します。
お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

日程第3 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択 を求める陳情書

議長（星野栄二君） 日程第3、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を
求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。
陳情第1号について委員長の報告を求めます。
観光産業常任委員長 星野吉弥君。
(観光産業常任委員長 星野吉弥君登壇)

観光産業常任委員長（星野吉弥君） 6番。

委員会の審査結果を報告します。

観光産業常任委員会に付託されました陳情第1号の内容は、最低賃金は都道府県ごとに
4ランクに分けられ、最も高い東京と最も低い地域の地域間格差は最大で221円であり、
このままでは地方の労働力が都市部へ流出しかねない。今こそ全国一律最低賃金制度を実
現して、最低賃金の地域間格差を是正し最低賃金を抜本的に引き上げることが重要である。

併せて、最低賃金の引上げに当たっては、とりわけ経営基盤が弱く、雇用維持に懸命な
努力をしている地域の中小企業への支援の強化が求められるため、それらの課題を解決す
るため国に意見書を提出してくださいというものです。

3月10日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

最低賃金の地域間格差を是正し、地方の労働力の都市部への流入を防止し、地方の労働

者が多く働く中小企業支援を最大限拡充することは、地方経済の維持にとって重要ではあるが、それにより国民への税負担も増大することが予想されることから、国全体の問題として、さらに議論する必要があるという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第1号については、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（星野栄二君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第4 陳情第2号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書

議長（星野栄二君） 日程第4、陳情第2号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書を議題とします。

陳情第2号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 鹿野一郎君。

(総務文教常任委員長 鹿野一郎君登壇)

総務文教常任委員長(鹿野一郎君) はい、3番。

委員会の審査結果を報告します。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号の内容は、新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染拡大や自然災害などの事態の発生した際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充が喫緊の課題であるため、それらの課題を克服するため、国に意見書を提出してくださいというものです。

3月10日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

今後発生が予想される新たな感染症拡大などの事態に対応できるよう、医療・介護・福祉分野・介護体制に十分な財源確保や関係者の増員は、国民が安心して暮らせる社会の実現のために最も重要であることから、本陳情の趣旨を理解し、国に対して意見書を提出すべきであるという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえて当委員会に諮ったところ、陳情第2号については、採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げて、委員長報告といたします。

議長(星野栄二君) 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(星野栄二君) これで討論を終わります。

これから、陳情第2号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第5 議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第8号)について

日程第6 議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第8 議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第9 議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について

日程第10 議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について

議長(星野栄二君) 日程第5、議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第8号)についてから、日程第10、議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてまでの、以上6件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

次に、5特別会計について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長(星野栄二君) これから、議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第

8号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第8号) についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 令和2年度片品村一般会計補正予算(第8号) については、原案のとおり可決されました。

議長(星野栄二君) これから、議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) については、原案のとおり可決されました。

議長(星野栄二君) これから、議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について

日程第12 議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第13 議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第14 議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第15 議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第16 議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（星野栄二君） 日程第11、議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算についてから、日程第16、議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上6件を一括議題とします。

説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

次に、5特別会計について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長(星野栄二君) これから、議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算について
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 令和3年度片品村一般会計予算については、原案のとおり
可決されました。

議長(星野栄二君) これから、議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計
予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算についてを採決

します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 令和3年度片品村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野栄二君) これから、議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 令和3年度片品村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(星野栄二君) これから、議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 令和3年度片品村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 令和3年度片品村下水道事業等特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（星野栄二君） これから、議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 令和3年度片品村後期高齢者医療特別会計予算については、

原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（星野栄二君） 日程第17、議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

同組合の組織団体に、令和3年4月1日から新たに館林市が加わり、公務災害に対する補償制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を行うため、規約の変更をお願いするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、議案第30号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第18 発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書

議長（星野栄二君） 日程第18、発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長 鹿野一郎君。

（総務文教常任委員長 鹿野一郎君登壇）

総務文教常任委員長（鹿野一郎君） はい、3番。

発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書について、趣旨説明をいたします。

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミックは、日本国内でも大きな影響を及ぼしました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、医療崩壊などが取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公共、公的病院の重要性、医師、看護師、介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療、介護、福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策縮減があります。

21世紀に入り、僅か20年間に、サーズ、新型インフルエンザ、マーズ、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症との戦いは短い間隔で求められ、今後新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかです。新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態が発生した際に、経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療、介護、福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以上の点から、国民が安心して暮らせる社会実現のため、政府及び国会に対し、次の5つの事項を実現されるよう強く要請します。

1、今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉分野に十分な財源確保を行うこと。

2、公立、公的な病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全、安心の医療、介護提供体制を確保するため、医師、看護師、医療技術職、介

護職員等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設、保健師などの増員をはじめ、公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査、検疫などに必要な体制を強化し拡充すること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上でございます。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。

これから、発委第1号、安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号、安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続審査申出について

議長（星野栄二君） 日程第19、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第20 字句等の整理委任について

議長(星野栄二君) 日程第20 字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(星野栄二君) 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

議長(星野栄二君) 第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る4日に開会以来、9日間にわたり条例の一部改正及び第4次総合計画後期基本計画の策定や、指定管理者の指定、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算並びに令和3年度一般会計及び特別会計の当初予算など、多くの重要案件が審議され、全ての案件を議了して、ここに閉会の運びとなりました。これも議員各位のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

また、執行部におかれましては、議案審議に当たり十分な対応とご協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。今後の予算執行に当たっては、有効的に執行し最大の効果を上げまして、村民の期待に応えられますようお願いいたします。

これから日一日、一日と春の陽気が感じられますが、皆様には健康に留意され、ますます活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

議長(星野栄二君) この際、村長から挨拶の申出がありますので、許可します。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位には、3月4日から本日まで9日間にわたり、条例の一部改正、第4次片品村

総合計画後期基本計画の策定をはじめ、指定管理者の指定案件などのほか、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算並びに令和3年度一般会計及び特別会計の当初予算など、数多くの議案を熱心にご審議賜り、それぞれ原案どおりご認定いただきまして、大変ありがとうございました。

本会議や各常任委員会でご指導を賜りましたことにつきましては、今後の行政執行に当たり、心して努めてまいりたいと考えております。

コロナ禍の中、スキー産業、宿泊業など村内外を取り巻く経済状況は非常に厳しく、これからの新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種をはじめとする村政運営は、今までも増してしっかりしたものが求められます。

今定例会で認定いただきました補正予算、また、令和3年度予算については、さらに効果的、効率的な活用を考えながら、将来にわたって戦略的、計画的な財政運営と自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種については、村内でも開始できるよう準備を進めているところであり、通常の生活が戻ることを期待するものであります。議員各位におかれましては、健康には十分ご留意いただき、ますますご活躍くださいますようお願い申し上げますとともに、まだまだ続くであろう新型コロナウイルス感染症の影響に対する緩和対策等には、引き続きご協力をいただきますよう、重ねてお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 以上で会議を閉じます。

令和3年第1回片品村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 2時03分 閉会